事務連絡

令和元年12月27日

　　都道府県

各　指定都市　障害保健福祉主管課（室）

　　中 核 市　障害福祉サービス等情報公表制度 ご担当者御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 厚生労働省社会・援護局

 障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表システムにおける公表の推進に関するお願い

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力を頂き感謝申し上げます。

さて、昨年度より「障害福祉サービス等情報公表システム」において、事業所等の情報を公表していただいておりますが、情報公表システムを通じ、適切に報告・公表を行っている事業所がある一方、未だ公表に至っていない一部事業所が見受けられます。（別紙「自治体別公表状況」ご参照）

情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、障害者総合支援法等の改正により創設されたものであり、事業所は、都道府県等に対して障害福祉サービスの内容等を報告するとともに、都道府県等は、事業所から報告された内容を公表する義務があります。

つきましては、各都道府県等担当者におかれましては、所管の事業所における障害福祉サービス等登録状況に応じて、以下の取組にご協力いただきますようお願いいたします。とくに公表率が低調な都道府県等におかれましては、何卒、積極的なご対応をお願いいたします。

|  |
| --- |
| ● 事業所が都道府県等に未申請● 都道府県等が事業所に差し戻し後、事業所による再申請待ち**⇒ 事業所への申請処理の指示をお願いします。**※事業所がシステムへ事業所情報を保存後、申請処理が漏れていることも想定されます。適宜、フォローアップをお願いいたします。○ 都道府県等による承認待ち○ 都道府県等による公表依頼待ち**⇒ 速やかな承認・公表処理をお願いします。** |

なお、今後につきまして、障害保健福祉関係主管課長会議での、各都道府県等の本取組状況に係る資料の掲載や、障害福祉サービス等情報検索サイトでの、公表状況等の掲載を検討しておりますので、全事業者の障害福祉サービス等情報を適切に公表できるよう、計画的なご対応をお願いいたします。

　各都道府県等の本取組状況について、適宜、「障害福祉サービス等情報公表システム」の登録状況をメールにてお知らせいたしますので、取組の参考としてください。

障害福祉サービス等情報公表制度につきましては、ご負担をお掛けしているところ恐縮ですが、利用者等への情報発信等の趣旨をご理解の上、何卒ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　評価・基準係倉田、緒方、相川T E L：03-5253-1111（内線）3036E-mail：hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp |